

2 農振第 1507 号  
令和 2 年 8 月 7 日

各地方農政局農村振興部長 殿  
沖縄総合事務局農林水産部長 殿  
北海道開発局農業水産部長 殿  
北海道農政部長 殿

農村振興局整備部防災課長

### 災害復旧事業による再度災害防止に向けた取組等の推進について

農地・農業用施設の災害復旧事業は、被災した施設を旧位置に旧施設と形状、寸法及び材質の等しい施設に復旧（原形復旧）するほか、同様の災害で再度被災しないよう施設の効用を回復するための復旧工法（改良復旧）も採用されてきたところである。これまで、

- ①侵食された土水路を埋め戻して整形し復旧したとしても、再度侵食されるおそれがあるため、コンクリート水路で復旧
- ②被災した土羽法面が急勾配であったため、法尻にコンクリート擁壁を設置し、その上部を緩い勾配の土羽として復旧
- ③浸水により被災した集落排水施設のマンホールポンプの制御盤を被災前よりも高い位置に変更して復旧

する等を災害復旧事業で実施した事例がある。

近年、大規模な風水害が頻発する中で、新たな災害で再度被災する事態が繰り返されないよう、原形復旧にとどまらない上述した改良復旧の考え方も踏まえ、下記に留意し、適切な復旧を進めていただくようお願いする。

なお、貴局管内関係機関にこの旨周知願いたい。

### 記

- 1 頻繁に被害を受けている農地・施設の復旧に当たって、安易に原形復旧とするのではなく、被災したプロセスをしっかりと検証した上で、必要に応じて災害復旧事業と災害関連事業や一般の土地改良事業を組み合わせるなどして、復旧工法を検討すること
- 2 農地の復旧にあわせて生産性向上に向けた整備の要望が地元にある場合には、被災していない農地も含めた区画整理や道路、水路の整備等（再編復旧）について検討すること

—以 上—

# (参考) 農地・農業用施設の復旧・整備における改良復旧の概念と事例

## 被災箇所の復旧

### ①災害復旧事業

※①補助率:96~98%

## 被災箇所と 周辺(未被災)を含めた 復旧・整備

### ①+②災害復旧関連事業

※②補助率:50%

⇒施設は激甚法嵩上げあり

⇒①の面積・事業費の範囲内

## 被災箇所と 周辺(未被災)を含めた 復旧・整備

### ①+③既存土地改良事業等

※③補助率:50%等

### 原形復旧

・被災前の状況に復旧

### 農地

- ・農地の法面を擁壁で復旧
- ・原形に戻せないほど大規模に被災した農地の区画整理

### 農業用施設

- ・排水機場の電気設備の嵩上げ等
- ・土水路をコンクリート水路で復旧

- ・被災していない農地も含めて区画整理と土地の嵩上げ等を実施

### 再編復旧

- ・未被災園地を合わせて園地の緩傾斜地化や道路、水路の整備を実施し、生産性の高い園地として整備

- ・ため池の堤体復旧と併せて洪水吐(未被災)の断面拡大を実施

- ・被災施設の復旧した後に、一般事業を適用し、排水機場等の能力を向上

改良復旧(災害への対応強化)